

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）に基づき、平成27年勧告改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1773号**

平成27年勧告改正条例附則第3項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、その者の切替日の前日における給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

切替日の前日における給料月額	新 給 料 月 額
円 961,988	円 949,000
1,084,711	1,069,000
1,198,000	1,175,000

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。